

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 2月 6日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1・2号廃棄物処理設備	洗濯廃液系蒸発缶(A)廃液排出弁において、軸封部より水の漏えい(1秒に1滴、非放射性)が認められたため、当該弁を点検・修理。なお、隔離ができず漏えいが継続しているため、受容器を設置。	GⅢ	
2	3・4号廃棄物処理設備	廃棄物処理補機冷却海水系ポンプ(C)出口圧力計計装配管サポート部において、腐食が認められたため、当該サポート部を点検・修理。	GⅢ	
3	3・4号廃棄物処理設備	固化系苛性ソーダ供給ポンプ潤滑油量確認窓において、割れによる漏えい(滲み程度)が認められたため、当該確認窓を交換。なお、確認窓下部に受容器を設置。	GⅢ	
4	その他	取水設備点検用門型クレーン逸送防止装置(東側)において、アンカー(クレーン走行許可検出スイッチを動作させるために挿入する部材)受けに腐食が認められたため、当該受けを点検・修理。	GⅢ	